

議案第38号

逗子市漁業振興センター条例の一部改正について

逗子市漁業振興センター条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月11日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市漁業振興センター条例の一部を改正する条例

逗子市漁業振興センター条例（昭和61年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「小坪漁業協同組合」を「湘南漁業協同組合小坪支所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の逗子市漁業振興センター条例の規定は、令和8年1月5日から適用する。

（提案理由）

小坪漁業協同組合の合併による組合名の変更に伴い、改正の要あるため提案する。